

北上市環境基本計画

令和3年度～令和12年度（第三次計画）



地域で支え合い

人と自然が調和する

環境共生都市

きたかみ

令和3年3月



北上市

表紙写真：北上市企画部都市プロモーション課
北上市生活環境部環境政策課



今日の環境問題は、大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭といった身近な生活環境の問題にとどまらず、地球温暖化や気候変動、生物多様性の破壊など、すべての国と地域が協力して取り組むべき地球規模の問題にまで広範囲に及んでいます。

本市では、このような環境問題を克服し、水と緑豊かな環境を守り育てていくために、平成11年に北上市環境を守り育てる基本条例を制定、また、平成13年には第1次、平成23年には第2次となる北上市環境基本計画を策定し、市民、事業者の皆様とともに環境の保全と創造に関する施策を推進してきました。

しかしながら、地球環境の持続性に関わる問題は日々深刻さを増し、とりわけ地球温暖化とそれに伴う気候変動の問題は一層緊急性を帯びてきており、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。国においては、平成30年4月に策定された第5次環境基本計画の中でSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用するとしており、地球環境問題は、世界が一丸となって取り組まなければならない時代を迎えています。

このような背景の中で、多様化している環境問題に対応し、効果的な施策を展開するため、このたび第3次となる北上市環境基本計画を策定しました。

本計画では、「地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ」を将来の望ましい環境のすがたとして掲げ、市民、事業者、行政が、それぞれの環境への関わりと役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むための施策の方向性を示しています。

今後は、本計画をもとに、環境行政の着実な推進に努めて参りますので、市民、事業者の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、意識調査を始めとして貴重な御意見や御提言をいただきました市民、事業者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

北上市長

高橋 敏彦

北上市環境基本計画

- 目次 -

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の役割と位置づけ	3
第3節	計画の対象とする環境の範囲	4
第4節	計画の対象地域	4
第5節	計画の期間	4
第6節	市民・事業者・市の役割	4

第2章 北上市の概況

第1節	自然特性	
1	位置・地勢	6
2	地形・地質	6
3	気候	6
第2節	社会特性	
1	人口・世帯数	7
2	土地利用	8
3	産業	9
4	交通	10

第3章 望ましい環境のすがたと計画の目標

第1節	望ましい環境のすがた	12
第2節	計画の目標	12

第4章 環境保全に関する施策の展開

第1節 施策の体系	18
第2節 環境の現況と施策の展開	20
基本目標1 地球環境に配慮した暮らしをするまち	
1-1 気候変動を緩和する	24
1-2 気候変動に適応する	30
基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち	
2-1 4Rを推進する	33
2-2 ごみの適正処理を推進する	37
基本目標3 恵み豊かな自然とともに生きるまち	
3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る	41
3-2 人と自然とのふれあいを推進する	46
基本目標4 健康で安全・快適に暮らせるまち	
4-1 きれいな水環境を守る	49
4-2 さわやかな空気を守る	55
4-3 まちの静けさを守る	59
4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する	62
4-5 快適な生活環境を創る	65
基本目標5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち	
5-1 環境教育・学習を推進する	69
5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する	72

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制	76
第2節 計画の進行管理	76

資料編

資料1 用語解説	78
資料2 環境指標一覧	85
資料3 環境基準一覧	87
資料4 計画の策定経過と策定組織	95
資料5 北上市環境を守り育てる基本条例	98

